

安全安心の医療・介護を実現するための人員増と処遇改善に関する  
意見書の提出について

令和4年10月5日受理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、同感染症の感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師に加え、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均以下となっている看護師の収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、勤務と勤務の間隔が寝る間もないほど極端に短いことなどを解消するために、労働時間規制を含めた実効性のある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を強く求めます。そして、国民誰もが安心して安全な医療・介護を利用できるよう、保険料や医療費の一部負担金の負担軽減も必要です。

つきましては、安全安心の医療・介護の実現のための人員増と処遇改善のため、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 安全安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤・交代制勤務」に関わる労働環境の抜本的な改善のため、労働時間の上限規制や勤務間インターバルの確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。また、夜勤・交代制勤務の労働者の週労働時間を短縮すること。加えて、介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数人夜勤体制とすること。
- 3 自然災害や新たな感染症に備えるため、公立・公的病院の拡充及び機能強化、保健所の増設など、公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

医療、介護、保育、福祉などの職場で働く全ての労働者の大幅な賃上げに関する意見書の提出について

令和4年10月5日受理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。同感染症の感染が拡大し、「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民の命を危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引上げを行うことを明らかにしましたが、示された賃上げ額や対象者の範囲は、低額かつ限定的であり、賃金改善を実感できる水準ではありませんでした。2022春季生活闘争の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合連合会加盟組織の回答（令和4年7月13日現在207組織）を見ても、賃上げを基本給に反映したのは看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全くつながっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されました。

また、政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、中央社会保険医療協議会が令和4年8月10日に、同年10月以降の診療報酬上の評価について答申を出しました。今回の答申では、賃上げ3%相当の月額1万2,000円を盛り込んだことは一定の評価はできますが、その一方で、賃上げの対象者は非常に限定的であり、就労看護師約166万人のうち61万人余りと全体の4割にも満たず、対象医療施設で見れば、17万8,000余りある医療施設のうち2,720施設と僅か1.5%程度しか対象になりません。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回同様に賃上げの対象者を一部に絞り込む措置を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ち込み、かえって混乱を広げることは間違いありません。

国民の命と健康を守っている全ての医療機関や介護事業所と、そこで働く全ての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての労働者を対象とした賃上げ補助について、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
- 2 医療の現場で働く労働者の賃金については、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均以上の水準になるよう対策を講じること。
- 3 介護、保育、福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。

介護保険制度の改善に関する意見書の提出について

令和4年10月24日受理

介護保険制度は施行から22年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職者も高止まりしています。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした状況を一層加速させています。

当協議会が令和3年10月に実施した「介護事業所の新型コロナ及び補足給付見直しに係る影響調査」では、県内60施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び短期入所生活介護（ショートステイ））から回答が寄せられ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に疲弊している事業者の状況や補足給付の見直しによる利用料（食費、居住費）の引上げで利用者が困惑していることなどが明らかになりました。

しかしながら、政府は、令和5年の通常国会に向けてさらなる介護保険制度の見直しの検討を進めています。その内容として、サービス利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1・2のサービス削減、ケアプラン作成の自己負担化、補助杖など福祉用具の貸与から購入への切替えなど、負担増と給付削減がめじろ押しです。このことは、利用者と事業者の双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

その一方で、令和4年2月から介護従事者の処遇改善の措置が実施されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問看護師、福祉用具専門相談員などがその対象者から外されているなど、職場に混乱と分断を持ち込む内容です。同年10月からはその財源に介護報酬を組み込むこととされており、さらなる利用者負担が発生します。また、政府は、ICT機器の導入と引換えに、介護職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬の引上げによる処遇改善、介護従事者を大幅に増やして1人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引上げこそが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染対策強化として、検査・ワクチン接種体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補てんなどが求められます。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、要介護1・2の生活援助などの保険外し、ケアプラン作成の自己負担化、福祉用具の貸与から購入への切替えなどの見直しを行わないこと。
- 2 全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。また、介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 4 介護保険料、サービス利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。また、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

学校部活動の地域移行に関する意見書の提出について

令和4年11月21日受理

公立中学校の休日部活動の地域移行については、全国市長会においても幾つかの懸念が示されており、さらに平日の部活動の取扱い、高等学校の部活動の地域移行を視野に、学校部活動の地域移行が中学生に限らず、地域のスポーツ・文化の継承・発展につながるようにしていく必要があると考えます。また、当事者である生徒、保護者、教職員、地域関係者の意見を反映させ、地域の特色・事情を生かした取組を進めることで、持続的な地域のスポーツ・文化の振興につながる契機になります。そのためには、法令等の整備、予算措置も必要となります。

つきましては、学校部活動の地域移行に関して、人格の完成を目標とする学校教育の実現を目指し、地域の実情に合わせるために当事者の意見を十分に聞き、地域移行の狙いでもある教職員の負担軽減が図られるよう、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 学校部活動の地域移行は、地域の実情に合わせた実施を進め、当事者である生徒、教職員、保護者、関係団体等の意見を十分に聞いて実施すること。
- 2 学校教育の一環である部活動の目標を人格の完成と位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教職員の全ての業務を勤務時間内に収める取組を推進すること。

学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて

令和4年11月21日受理

子供たちの学校生活における新型コロナウイルス感染症対策は、「常にマスクの着用」「給食時の黙食」など、国の推奨する感染症対策を超えた厳しいものであり続けています。

長時間のマスク着用は、子供の健康を妨げる多くの問題が指摘されています。主として、「慢性的な酸素不足による頭痛、眠気、倦怠感、集中力の低下」「マスク内で繁殖する雑菌を吸い込むことによる免疫力の低下」「皮膚疾患」「みんなが着けているからという同調圧力によるストレス」「マスクを外して顔を見せるのが恥ずかしいというマスク依存」「先生や地域の人からマスクを外すと怒られるという恐怖心」といった事例が挙げられます。

今夏は、熱中症予防の観点から登下校や体育の授業でマスクを外すことが推奨されているにもかかわらず、多くの子供たちがマスクを外すことはありませんでした。また、給食時の黙食は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省発出）に記載されていないにもかかわらず、多くの学校で行われています。

そうした中、全国の自治体では、児童生徒の健康や成長への影響を危惧し、学校での国が推奨する感染症対策を超えた過剰な感染症対策を見直す取組が増えてきています。例として、所沢市教育委員会のマスクを外そうという発信、富山市教育委員会のマスクの弊害についての発信、愛知県教育委員会は「教育活動の実施等に関するガイドライン」を改訂し、昼食時の感染症対策・指導を見直しました。また、北海道倶知安町教育委員会や新潟市では「STOPマスク差別」のポスターを制作し、いじめや差別が生じないように周知しています。

つきましては、下記事項について、学校での子供たちの健やかな成長と学びの場を守るため、真に子供の健康に配慮した目線で、一刻も早く学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われるよう陳情いたします。

記

- 1 子供が長時間マスクをすることによる弊害を考慮し、保護者または児童生徒がマスク着用を「する・しない」を自由に選択できるようにすること。
- 2 マスクが着用できない児童生徒、常時マスクを着用することに対して不安や不快、不調を感じ学校生活に支障を来している児童生徒、自分の意思でマスクをしない児童生徒がいることを教職員、児童生徒、保護者、地域住民に書面で通知し、

差別やいじめ、圧力が生じることのないようにすること。また、入学前の児童生徒とその保護者に対しても、入学説明会の際には重ねて書面で通知すること。

- 3 運動時のマスク着用は特に危険であることから、体を動かす活動、体育、部活動の際はマスクを外すよう児童生徒に指導すること。
- 4 教職員は、屋外活動など換気の行き届いた場面では、長期間のマスク着用で心理的にマスクを外しづらくなった児童生徒が外しやすくなるように、教職員自らが積極的にマスクを外すようにすること。
- 5 学校で行われている「給食時の黙食」を撤廃し、換気と席の配列の工夫、小声で話すなどの対策を取りながら、給食を楽しめるような本来の姿に戻すこと。



保育施設における新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて

令和4年11月21日受理

子供のマスク着用について、厚生労働省は、2歳未満の子供にはマスク着用を勧めず、2歳以上の就学前の子供には他者との身体的距離にかかわらずマスク着用を一律には求めないと通知していますが、実際には、保育施設の求めによりマスク着用が常態化しています。

長時間のマスク着用は、子供の健康を妨げる多くの問題点が指摘されており、具体的には、「慢性的な酸素不足による頭痛、眠気、倦怠感、集中力の低下」「マスク内で繁殖する雑菌を吸い込むことによる免疫力の低下」「皮膚疾患」「熱中症のリスク」「大人の口元が見えないことによる言葉の発達の遅れや相手の顔が見えないため感情を感じ取れないといったコミュニケーションの発達への影響」「みんなが着けているからという同調圧力によるストレス」「先生からマスクを外すと怒られるという恐怖心」などの事例が挙げられます。

つきましては、下記事項について、保育施設での子供たちの健やかな成長と学びの場を守るため、真に子供の健康に配慮した目線で、一刻も早く保育施設における新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われるよう陳情いたします。

記

- 1 子供のマスク着用による弊害を考慮し、保護者が子供にマスク着用を「させる・させない」を自由に選択できるようにすること。
- 2 保育施設は、子供にマスク着用を求めないこと。
- 3 保育施設は、屋外活動など換気の行き届いた場面では、積極的にマスクを外し、子供たちに表情が見えるようにすること。

## 陳情第78号

### 高齢者コインバス事業におけるコインバス資格証明書と地域連携 I Cカード シニアアキカとの併用の継続について

令和4年11月21日受理

満65歳以上の市民は、現在、コインバス資格証明書（以下「資格証明書」という。）を提示することで市内の路線バス等を1乗車につき現金100円で利用することができますが、この資格証明書が令和5年3月末で廃止され、同年4月からは地域連携 I Cカードシニアアキカ（以下「シニアアキカ」という。）のみの利用に変更されようとしています。

秋田市が定めた秋田市高齢者コインバス事業実施要綱の第1条では、目的として「この要綱は、高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進し、もって老人福祉の向上を図るため」と規定されています。

しかしながら、高齢・健康状況等により、シニアアキカに切り替えることができない、チャージ等ができないといった65歳以上の方は、結果として、これまでの現金での利用ができなくなり、同事業本来の目的である社会参加と生きがいづくりに大きな支障を来すこととなります。

つきましては、同事業本来の目的に鑑み、対象の高齢者が誰一人として、このような事態に陥ることのないよう、高齢者コインバス事業における資格証明書とシニアアキカとの併用を継続するよう陳情いたします。

## 陳情第79号

急激な物価上昇に見合った生活保護基準や各年金支給額、児童扶養手当等を緊急に引き上げることに關する意見書の提出について

令和4年11月21日受理

総務省が発表した令和4年10月の消費者物価指数が40年ぶりに前年同月比で3.6%も上昇し、この急激な物価上昇は、特に低所得の人々の暮らしに大きな打撃を与えています。さらに、諸物価高騰は、来年もまだまだ続く勢いであり、収束の見通しも立てられない情勢です。

また、国は、物価下落を理由に、生活保護基準を平成25年から段階的に引き下げたほか、年金支給額も減額しました。今、これほど急激な物価高騰の情勢にあるときこそ、物価上昇に見合った生活保護基準や老齢・障害等の各年金支給額、児童扶養手当等を緊急に引き上げることが求められます。給付金などの一時的な手だてだけでは間に合いません。生活保護基準は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を維持できる基準として、最低賃金や非課税基準、各種減免の基準、就学援助制度の適用基準等と連動しています。

つきましては、急激な物価上昇に見合った生活保護基準や各年金支給額、児童扶養手当等を緊急に引き上げることに關して、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

諸物価高騰で大きな影響を受けている世帯への支援について

令和4年11月21日受理

諸物価高騰は、市民の暮らしを大きく圧迫しています。また、その収束の見通しも立たず、市民は苦境と不安の日々の中、秋田は間もなく半年近くに及ぶ厳冬期に突入します。

つきましては、市民に最も身近な自治体として、諸物価高騰に対する独自の支援策を実施し、寒さと生活苦に立ち向かう市民に勇気と励みを与えてくださるよう下記事項について陳情いたします。

記

- 1 燃料等高騰対策緊急助成金は、市県民税における非課税世帯に限らず、僅かな所得金額の違いで均等割のみ課税となった世帯や諸物価高騰の影響を受けた課税世帯に対しても、大館市や美郷町のように住民を分断することなく、非課税世帯と同額ではなくても段階をつけた助成金の支給または商品券の配付などの支援を実施すること。
- 2 寒冷期間が長い秋田の気象状況に見合うよう、燃料費の高騰が長引く場合には、市県民税における非課税世帯や均等割のみ課税となった世帯などの低所得世帯に対し、燃料費等を補助するための支援を実施すること。

消費税インボイス制度の実施延期に関する意見書の提出について

令和4年11月21日受理

コロナ禍や急激な円安、物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、令和5年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

同制度が実施されれば、年間の課税売上高1,000万円以下の中小事業者、農家やフリーランスなどの個人事業主、シルバー人材センターなど多くの事業者に新たな消費税負担を強いることとなります。また、適格請求書発行事業者として登録しない消費税の免税事業者は、商取引から排除されるという重大な問題があり、同制度は、コロナ禍から再起を図る事業者にとって重い足かせとなります。

また、財務省では、同制度が実施されれば新たに約2,480億円の消費税収入が増えると試算しており、これは全て消費者の負担となります。

さらに、同制度については、税理士団体などの多くの団体が中止や凍結を求めています。

つきましては、消費税インボイス制度の実施延期について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

介護保険制度の改定に関する意見書の提出について

令和4年11月22日受理

人間の尊厳と自立を保障し、社会的介護でそれを支えることを目的として、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。

令和4年に入り、ロシアのプーチン大統領によるウクライナ侵略や異次元の金融緩和などによる異常な物価高が生じているにもかかわらず、同年4月分からは年金の支給額が引き下げられました。さらに、同年10月からは75歳以上の高齢者の医療費自己負担が1割から2割に引き上げられました。

このような中、岸田内閣は、令和4年9月26日に開催した社会保障審議会の介護保険部会での審議を皮切りに、サービス利用料を原則1割から2割に負担を強化すること、要介護度1・2の訪問・通所介護を介護保険から外すこと、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料化すること、介護施設に介護ロボットなどを導入した場合は、介護職員の配置基準を減らして1人夜勤を可能とすることなど、介護保険制度の見直しを検討しています。この見直しは、負担増と給付の削減がめじろ押しです。利用者及びその家族と事業者双方にさらなる負担を押しつけるものであり、認めるわけにはいきません。

また、低賃金で働くホームヘルパーをはじめとする介護労働者の状況は深刻です。成り手がいないのです。このままでは、在宅介護などでの人間の尊厳も自立も実現できません。

岸田内閣は、このような介護保険制度の改悪について、令和5年の通常国会で審議しようとしています。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 サービス利用料の原則2割負担を標準としないこと。
- 2 要介護1・2の訪問・通所介護を地域支援・総合事業に移行しないこと。
- 3 ケアプランの作成を有料化しないこと。
- 4 介護施設に介護ロボット等を導入しても、介護職員の配置基準を引き下げないこと。
- 5 介護労働者の賃金を引き上げて生活できるようにすること。

市民税・県民税（所得・課税）証明書の従来様式への変更について

令和4年11月22日受理

地方自治体の情報システムの標準化推進等により、令和3年9月に市民税・県民税（所得・課税）証明書の様式が変更され、従来非課税を証明する際には記載されなかった「収入の種類やその金額、所得金額、各種人的控除額、生命保険料や地震保険料控除額、障害者控除の特別か普通かの種類」等、個人のプライバシーが記載されるようになってしまいました。

この変更後の証明書をもらって驚いた市民からの改善要望等で、現在は各金額や障がいの種類等が分からないように配慮されていますが、予防接種や各種検診において費用の助成を受ける際に、非課税であることの証明書が必要な市民からは「〇年度の市民税・県民税が非課税であることだけが分かればいい、元の証明書に戻してほしい」との訴えも多く、また、予防接種や検診業務を担当する保健所職員も「証明書の提示を受ける医療機関も各検診会場でも、ただ非課税であることだけが分かる証明書であればいいのです」と私たちの考えに理解を示しています。

以上の実情から、情報システムの標準化を何よりも優先するのではなく、従来の様式に戻し、秋田市の主人公である多くの市民や予防接種、検診業務に当たる保健所が必要としている要望に応える地方自治を貫いてください。

つきましては、インフルエンザ予防接種や各種検診で費用の助成を受けるために必要な市民税・県民税（所得・課税）証明書は、従来と同じように、非課税であることだけが証明される様式に戻してくださるよう陳情いたします。

障がいのある方の軽自動車税減免申請期限を変更する  
秋田市市税条例の改正について

令和4年11月22日受理

障がい者に対する軽自動車税減免に関しては、国（総務省行政評価局）が平成27年3月に減免申請期限を「納期限の7日前」から「納期限まで」とする弾力的な扱いについて、見直しのあっせんを行っています。

また、秋田県では、県税の自動車税減免で障がい者の減免申請期限を納期限までと定め、長年減免決定しています。これは、減免対象となる要件が障害者手帳等ですぐ判断でき審査が短時間で済むためです。

秋田市で今年5月に次のような事態が発生しています。

昨年までは障がいのため軽自動車税が減免になっていた71歳の方が、手術後に退院し自宅療養中の体調が悪く、減免申請の手続が期限に間に合いませんでした。申請期限は過ぎましたが、まだ納期限前であり、昨年まで減免対象とされてきた障がいの程度には何も変化はない状態だったのです。しかし、秋田市は、「申請期限内に申請できないやむを得ない特段の事情があったとは認められない」と判断し、この方は減免されませんでした。

秋田市は、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定しており、障がいのある方への合理的配慮を大事なものとして掲げています。「体調が悪くて減免申請期限に間に合わなかった」という本人の申立てに寄り添うことなく、「特段の事情とは認められない」とする対応は、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例において、障がいのある方への合理的配慮を掲げている市の考えに合ったものでしょうか。

つきましては、障がいのある方の軽自動車税減免申請期限を納期限までに変更するよう、秋田市市税条例を改正してくださるよう陳情いたします。



世界平和統一家庭連合（旧統一協会）の宗教法人の認証取消しを  
求めることに関する意見書の提出について

令和4年11月22日受理

2022年8月28日、TBSのテレビ番組「サンデーモーニング」で評論家の寺島実郎氏は「愛国心だとかナショナリズムを語ってきた中心にいた人たちが、なんと、その反日性というものを殊さらに持っている教団との関係があったということに、多くの保守層を含め衝撃を受けている」と語っています。

旧統一協会の「反日性」は原理講論の聖典にあります。1978年5月8日付でしんぶん赤旗は「統一協会の聖典『原理講論』の日本語版には韓国語の原本から40数か所、3,800字余りも削除や改ざんがされて出版されている事実をスクープしました。削除・改ざんされた部分には、韓国民族が神に選ばれた民族であり、世界文明は言語を含め韓国を中心に統一されると「韓国中心主義」の思想が示されています」と掲載しています。

さらに、「文鮮明先生御言集（発言録）『天聖經』」では「日本はすべての物資を収拾して、本然の夫であるアダム国家・韓国に捧げなければならない」「・・・一家を捨てても、一族が滅びても南北統一のために奮発しなければなりません」などとされています。日本での靈感商法などの「成果」を韓国へ贈ることを当然視しています。今もこの教義は生きており、日本から毎月20億円ものお金が送られています。

2022年9月10日の東京都秋葉原での国会議員の演説も紹介いたします。「先日の相談です。つい数年前に統一協会に入信した方のお話です。『今回、安倍元首相の銃撃事件で目が覚めました。今、統一協会の脱会を決意しているところです。統一協会は正体を隠し、名を名乗らず勧誘してきます。統一協会の名はおろか宗教とも言いません。この数年で献金した額は1,500万円にもなります。老後の資金がスツカラカンです。今、70代に差しかかり、この先の老後をどうするのか大変不安です』と言っていました。野党合同の国会議員で被害者家族の方からもお話を聞きましたが、まさにそのとおりです。正体を隠しマインドコントロールで、お金をことごとく吸い上げていく。そして、家族も人生も破壊していく、この反社会的カルト集団の広告塔としての役割をしてきた政治家の責任は極めて重大と言わねばなりません」と訴えていました。

このように、マインドコントロールにより高額献金などをさせ、旧統一協会に送らせています。日本国民も秋田市民にもこの教義にだまされ犠牲になっている方々がたくさんおり、家も失い、家族も犠牲になっています。当然、二世信者の思想・信条の自由も侵されています。

つきましては、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）のマインドコントロールによる靈感商法、高額献金、集団結婚、二世信者の人権侵害などから、日本国民・秋田市民の人権を守るため、宗教法人としての認証取消しを求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

再生可能エネルギーを活用した地方の人口減少に歯止めをかける  
仕組みづくりに関する意見書の提出について

令和4年11月22日受理

毎年のように発生する酷暑や集中豪雨。地球温暖化の影響によるこうした異常気象は、日本列島のみならず、世界的に常態化しつつあります。もはや地球温暖化対策は待ったなしとなっており、再生可能エネルギーには、大きな期待が寄せられています。国は、本県沖などを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定し、計画が進んでいるところです。資源の少ない我が国にとって、再生可能エネルギーは、エネルギーの地産地消を可能にすることから、有益であり推進するべきものと考えます。

その一方で、次のような課題があります。1点目として、経済波及効果について、秋田経済研究所が「県内企業が下請けの仕事を引き受けても経済波及にあまり広がりはない」と分析しているように、県内への経済波及効果は期待されるほど大きくないと考えられていること、また、日本海から吹き寄せる風は県民の共有資源であり、企業が独占できるものではないと考えられ、発電で得られる収益は最大限、県民に還元されなければならないことです。2点目として、再生可能エネルギーは、火力発電と違って燃料を海外から輸入する必要がないため、ランニングコストが少なく、安い電力料金とすることは可能ですが、国が現在行っている固定価格買取制度（FIT制度）では、電気事業者が、再生可能エネルギー電気の買取りに要する費用が、再生可能エネルギー発電促進賦課金として、電力料金に上乗せされるため、企業や家計の負担になっていることです。3点目として、男鹿市・潟上市・秋田市沖の計画は、風力発電機の離岸距離が、1.5キロメートルから2.0キロメートルですが、英国、ドイツ、オランダなどでは海岸から12海里（約22.2キロメートル）以上離す例が多く、それと比べて極端に陸地に近く、夕日が沈む日本海の景観が大きく変化することです。

このような課題も残されていることから、地域住民の意向を尊重し、これらの諸課題が解消され、県内への経済波及効果が最大化されるように推進していただきたいと思います。また、多くの方が、再生可能エネルギーの必要性を感じていることから、県民が納得できるように計画を見直した上で、再生可能エネルギーが、日本経済復活の起爆剤になるよう、「秋田モデル」をつくっていただきたいと思います。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

記

- 1 県内への経済波及効果を最大化するため、発電が続く限り配当金が毎年県民に還元されるよう、県と県内25市町村が株主となり、事業に出資すること。
- 2 安い電力を求める企業が地方へ移転することにより、東京一極集中を解消し、地方の人口減少に歯止めをかけるため、地方ほど安い電力を供給できるよう、再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収をやめ、風力発電機などの建設に対して国が助成すること。また、その助成率は、全国一律ではなく、地方ほど高い助成率とすること。
- 3 男鹿市・潟上市・秋田市沖の計画では、風力発電機の設置水深が約30メートルであるが、海外の例を見れば、設置水深は60メートルから100メートルでも建設が可能であることから、離岸距離は、海外と同等の12海里（約22.2キロメートル）以上とすること。

米余りを解消し、食料自給率を高めるための水稻収穫量調査  
基準の見直しに関する意見書の提出について

令和4年11月22日受理

ロシアによるウクライナ侵攻以後、エネルギーや穀物など輸入に頼る物資価格が軒並み値上がりし、その一方で米価は、今年僅かに上向いたものの依然として低価格が続いています。このため、国は、主食用米から加工用米や新規需要米に用途変更を進めてきたところですが、農林水産省が令和4年11月9日に公表した水稻予想収穫量（10月25日現在）は、本県の作況指数が全国で最も低い95（県北と県中央94、県南97）となり、10アール当たり予想収穫量も前年産を37キログラム下回る554キログラム（県北530キログラム、県中央548キログラム、県南571キログラム）と厳しい状況でした。

ところが、実際の農家の収穫量はこれよりもさらに少ないと思われます。なぜなら、予想収穫量は、選別ふるい目幅1.7ミリメートルを基準にして求めたものですが、1.7ミリメートルを使用する農家は全国で僅か0.2%しかいなく、多くの農家がより大きな1.85ミリメートルから1.9ミリメートルまでのふるいを使用しているのが実情です。このため、統計値が実際よりも大きくなっており、実態を反映した統計値にすることは米政策の基幹統計として重要であると同時に、米余りの解消にもなり、また食料自給率の向上にもつながるなど大きなメリットがあります。

下記1項の説明として、水稻収穫量調査は、加工用米、農家の自家消費米、縁故米等も含め、飯用に供し得る玄米の総量がどのくらいであるかを把握することを目的として、全国一律にふるい目幅1.7ミリメートル、かつ3等米品位になるように選別し、10アール当たり玄米重量を計測しています。しかし、1.7ミリメートルは戦後の食糧難時代の名残です。当時、国民に配給する米を確保するため、政府は農家から買い上げる基準をやむを得ず1.7ミリメートル以上と定めていました。しかし、現在では1.7ミリメートルは鳥の餌レベルであり飯用には適しません。事実、多くの生産者は1.7ミリメートルを使用しておらず、作況指数及び農作物共済の補償額の算出には各都道府県の農家が最も多く使用したふるい目幅が適用されます。このため、水稻収穫量調査にもこの表を当てはめて試算してみると、令和3年産米の場合、1.7ミリメートル基準に比べて子実用で約33.6万トン、主食用米で約30.9万トン少なくなります。これは過剰米に匹敵する量です。

下記2項の説明として、これらの基準値をそろえることによって、水稻収穫量調査において基準未満の米は収穫量から除外されることとなります。これはいわゆる「くず米（ふるい下米）」と呼ばれる低品位米であり、農産物検査の規格外に相当し安価で取引されています。これを価格が高騰する輸入穀物に代えて家畜の飼料と

して活用することは、食料自給率の向上にも有効です。従来、主食用米を飼料用米に用途変更するために多額の税金を投入することには批判もありましたが、より安価なくず米（ふるい下米）を活用することによって税負担を軽くでき、これはまた、家畜に高品位な主食用米を与える一方で納税者がくず米を食べるといった事態を防ぐことにもなり、納税者の理解も得やすいと考えます。

下記3項の説明として、旧食糧管理法では、くず米、碎米その他農林水産大臣の指定する米穀を「特定米穀」と定義し一般の米穀とは区別していました。しかし、現行の食糧法では全て「米穀」に一本化されており、1等米にくず米を混ぜて表示せずに販売しても問題になりません。品質の劣るくず米を混入させた精米を特定できるよう、現行の食糧法にも「特定米穀」を復活させ、くず米と一般米を区別可能にすることが必要ではないでしょうか。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

## 記

- 1 水稻収穫量調査の基準値を作況指数及び農作物共済の補償額の算出基準値にそ  
ろえること。
- 2 飼料用米にはくず米（ふるい下米）を優先的にしむけること。
- 3 くず米の定義「特定米穀」を復活させ、一般米と区別すること。